

兵庫県公報

平成26年3月28日 金曜日 第2580号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	13
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	13
○ 同 上（同）	14
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	15
○ 吉川都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 和田山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	17
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	17
○ 土地区画整理事業の施行認可（市街地整備課）	17
○ 中播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	18
○ 平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	18
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	21
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	23
○ 随意契約の相手方等の公示（下水道課）	24
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（建築指導課）	25
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	25
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	26
企業庁公告	
○ 落札者等の公示	26
○ 同 上	27
○ 同 上	27
○ 同 上（猪名川広域水道事務所）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（北摂広域水道事務所）	28
○ 同 上（東播磨利水事務所）	29
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（姫路利水事務所）	30
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	31
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	31
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	32

教育委員会規則

○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 33
 ○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 35
 ○ 兵庫県いじめ対策審議会規則 36
 ○ 兵庫県立文化会館の管理に関する規則等の一部を改正する規則 36

公安委員会規則

○ 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 41
 ○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 41

道路公社公告

○ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額及び徴収期間等 42
 ○ 遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等 49
 ○ 西宮北有料道路の料金の額及び徴収期間等 51

公布された法令のあらまし

●**兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）**

平成26年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

●**公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）**

へき地手当の対象となる学校の統廃合等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県いじめ対策審議会規則（教育委員会規則第6号）**

兵庫県いじめ対策審議会条例に基づき、兵庫県いじめ対策審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

●**兵庫県立文化会館の管理に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）**

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、次の関係規則の使用料及び利用料金の基準額について改定することとした。

- 1 兵庫県立文化会館の管理に関する規則
- 2 兵庫県立美術館管理規則
- 3 兵庫県立歴史博物館管理規則
- 4 兵庫県立人と自然の博物館管理規則
- 5 兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則
- 6 兵庫県立南但馬自然学校管理規則
- 7 兵庫県立考古博物館管理規則
- 8 兵庫県立体育施設管理規則

●**警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）**

平成26年度政府予算案において、被留置者食糧費が1日1人当たり1,201円とされることに伴い、警察本部又は警察署において身体を拘束されている者の食料の支給額を次のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
朝 食	393円	400円
昼 食	393円	400円
夕 食	393円	401円
合 計	1,179円	1,201円

●**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）**

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が、道路管理者により新たに指定されることに伴い、自動車の積載物の高さの制限に係る規定を改めることとした。

告 示

兵庫県告示第283号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- | | | |
|----|-----------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 川崎病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市兵庫区東山町3丁目3番1号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 2月21日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 2月20日 |
| 2 | 名 称 | 医療法人社団十善会 野瀬病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市長田区久保町3丁目9番7号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成25年12月13日 |
| | 認定の有効期限 | 平成28年12月12日 |
| 3 | 名 称 | 新須磨病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月10日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月 9日 |
| 4 | 名 称 | 医療法人社団董会 北須磨病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市須磨区東白川台1丁目1番1 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月19日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月18日 |
| 5 | 名 称 | 水守外科 |
| | 所 在 地 | 神戸市須磨区神の谷7丁目1番1号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月10日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月 9日 |
| 6 | 名 称 | 医療法人沖縄徳洲会 神戸徳洲会病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成25年12月 1日 |
| | 認定の有効期限 | 平成28年11月30日 |
| 7 | 名 称 | 國富胃腸病院 |
| | 所 在 地 | 姫路市青山3丁目33番1号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月10日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月 9日 |
| 8 | 名 称 | 井野病院 |
| | 所 在 地 | 姫路市大塩町汐咲1丁目27番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月10日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月 9日 |
| 9 | 名 称 | 兵庫県立姫路循環器病センター |
| | 所 在 地 | 姫路市西庄甲520番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月10日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月 9日 |
| 10 | 名 称 | 医療法人公仁会 姫路中央病院 |
| | 所 在 地 | 姫路市飾磨区三宅2丁目36番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月10日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月 9日 |
| 11 | 名 称 | 医療法人社団みどりの会 酒井病院 |
| | 所 在 地 | 姫路市飾西412番地1 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月 1日 |
| | 認定の有効期限 | 平成28年12月31日 |
| 12 | 名 称 | 医療法人社団普門会 姫路田中病院 |

	所在地	姫路市書写717番地
	認定年月日	平成26年2月1日
	認定の有効期限	平成29年1月31日
13	名称	医療法人ひまわり会 八家病院
	所在地	姫路市西今宿2丁目9番50号
	認定年月日	平成26年1月10日
	認定の有効期限	平成29年1月9日
14	名称	医療法人仁寿会 石川病院
	所在地	姫路市別所町別所2丁目150番地
	認定年月日	平成26年1月10日
	認定の有効期限	平成29年1月9日
15	名称	医療法人光寿会 城陽江尻病院
	所在地	姫路市北条1丁目279番地
	認定年月日	平成26年1月10日
	認定の有効期限	平成29年1月9日
16	名称	医療法人五葉会 城南多胡病院
	所在地	姫路市本町165番地
	認定年月日	平成26年3月13日
	認定の有効期限	平成29年3月12日
17	名称	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター
	所在地	姫路市本町68番地
	認定年月日	平成26年1月10日
	認定の有効期限	平成29年1月9日
18	名称	医療法人松浦会 姫路第一病院
	所在地	姫路市御国野町国分寺143番地
	認定年月日	平成26年1月10日
	認定の有効期限	平成29年1月9日
19	名称	合志病院
	所在地	尼崎市長洲西通1丁目8番20号
	認定年月日	平成26年3月1日
	認定の有効期限	平成29年2月28日
20	名称	医療法人一誠会 大原病院
	所在地	尼崎市宮内町1丁目9番地
	認定年月日	平成26年1月10日
	認定の有効期限	平成29年1月9日
21	名称	医療法人純徳会 田中病院
	所在地	尼崎市武庫川町2丁目2番地
	認定年月日	平成25年12月26日
	認定の有効期限	平成28年12月25日
22	名称	兵庫県立西宮病院
	所在地	西宮市六湛寺町13番9号
	認定年月日	平成26年2月1日
	認定の有効期限	平成29年1月31日
23	名称	第2西原クリニック
	所在地	伊丹市野間8丁目5—10
	認定年月日	平成26年2月19日
	認定の有効期限	平成29年2月18日
24	名称	中谷整形外科病院
	所在地	加古川市平岡町新在家105番地
	認定年月日	平成26年1月29日

- 認定の有効期限 平成29年 1月28日

25 名 称 あおぞらクリニック

所 在 地 三田市大畑字清水357―1

認 定 年 月 日 平成26年 1月23日

認定の有効期限 平成29年 1月22日
- 26 名 称 市立加西病院

所 在 地 加西市北条町横尾 1 丁目13番地

認 定 年 月 日 平成26年 1月29日

認定の有効期限 平成29年 1月28日
- 27 名 称 柏原赤十字病院

所 在 地 丹波市柏原町柏原259番地 1

認 定 年 月 日 平成26年 1月10日

認定の有効期限 平成29年 1月 9日
- 28 名 称 兵庫県立柏原病院

所 在 地 丹波市柏原町柏原5208番地 1

認 定 年 月 日 平成26年 1月10日

認定の有効期限 平成29年 1月 9日
- 29 名 称 医療法人敬愛会 大塚病院

所 在 地 丹波市氷上町絹山513番地

認 定 年 月 日 平成26年 1月10日

認定の有効期限 平成29年 1月 9日
- 30 名 称 公立浜坂病院

所 在 地 美方郡新温泉町二日市184番地の 1

認 定 年 月 日 平成25年12月26日

認定の有効期限 平成28年12月25日



兵庫県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

揖鹿谷土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	平 野 隆 司	加東市揖鹿谷458番地
同	柴 崎 良 昭	同 市揖鹿谷101番地
同	萩 原 雅	同 市揖鹿谷98番地 1
同	山 本 善 則	同 市揖鹿谷237番地
同	宮 崎 俊 雄	同 市揖鹿谷580番地
同	井 藤 朋 尚	同 市揖鹿谷94番地
同	池 田 康	同 市揖鹿谷442番地
同	高 見 直	同 市天神484番地
同	藤 原 義 弘	同 市天神1511番地
同	山 田 守	同 市黒谷776番地
監 事	萩 原 照 雄	同 市揖鹿谷40番地
同	松 本 昇	同 市揖鹿谷291番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	平 野 隆 司	加東市揖鹿谷458番地
同	柴 崎 良 昭	同 市揖鹿谷101番地

同	萩原雅	同	市掬鹿谷98番地 1
同	山本善則	同	市掬鹿谷237番地
同	宮崎俊雄	同	市掬鹿谷580番地
同	井藤朋尚	同	市掬鹿谷94番地
同	池田康	同	市掬鹿谷442番地
同	高見直	同	市天神484番地
同	藤原義弘	同	市天神1511番地
同	山田守	同	市黒谷776番地
監事	萩原照雄	同	市掬鹿谷40番地
同	松本昇	同	市掬鹿谷291番地



兵庫県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
掬鹿谷土地改良区	平成26年 3月13日



兵庫県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する
予定である旨の通知があった。
平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
小野市脇本町字溝井503の24、503の30、503の31
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第287号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
大地化成株式会社
姫路市実法寺甲の町336番地の2
代表取締役社長 猪熊 俊
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
大地化成株式会社兵庫工場
神崎郡福崎町大貫1004番地 6
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	47号口 ろ過施設 (No. 1)	47号口 ろ過施設 (No. 2)			
能 力	ろ過面積 0.28m ²	ろ過面積 1 m ²			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後6箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時～18時 9時間	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～10	4～10	4～10	4～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	230	290	350	440
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	88	110	140	180
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	16	20	16	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.13	0.38	0.13	0.38	

47号口 ろ過施設 (No. 3)		47号口 ろ過施設 (No. 4～No. 6)		47号口 ろ過施設 (No. 7～No. 9)		47号口 ろ過施設 (No. 10～No. 12)	
ろ過面積 0.5m ²		ろ過面積 1.16m ²		ろ過面積 1.74m ²		ろ過面積 1.16m ²	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
4～10	4～10	4～10	4～10	4～10	4～10	4～10	4～10
380	480	54	67	110	130	75	94
150	190	22	27	42	53	30	37
16	20	16	20	16	20	16	20
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
—	—	—	—	—	—	—	—
0.13	0.38	0.1/基	0.3/基	0.1/基	0.3/基	0.1/基	0.3/基

47号口 ろ過施設 (No. 13~No. 24)		47号口 ろ過施設 (No. 25、No. 26)		47号口 ろ過施設 (No. 27)		47号口 ろ過施設 (No. 28)	
ろ過面積 0.58m ²		同 左		同 左		ろ過面積 3.55m ²	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
4~10	4~10	6.5~7.5	6.5~7.5	6.5~7.5	6.5~7.5	6.5~7.5	6.5~7.5
30	37	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
10	13	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
16	20	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
0.1未満	0.1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
—	—	—	—	—	—	—	—
0.1/基	0.3/基	2/基	2/基	4	4	88.5	88.5

47号ハ 分離施設 (No. 1)		47号ハ 分離施設 (No. 2～No. 4)		47号ハ 分離施設 (No. 5、No. 6)		47号ニ 混合施設	
回転数 1,100回転/分		同 左		回転数 950回転/分		容量 2.5m ³	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
4～10	4～10	4～10	4～10	4～10	4～10	4～10	4～10
2,910	3,630	2,910	3,630	3,930	4,910	1未満	1未満
1,160	1,450	1,160	1,450	1,570	1,960	1未満	1未満
16	20	16	20	16	20	16	20
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
0.1未満	0.12	—	—	—	—	0.1未満	0.1未満
0.05	0.15	0.05/基	0.15/基	0.05/基	0.15/基	0.22	0.67

47号ホ 廃ガス洗浄施設	
7,900m ³ N/時	
同 左	
同 左	
同 左	
24時間連続	
同 左	
通 常	最 大
4～10	4～10
3,930	4,120
1,320	1,650
16	20
0.1未満	0.1未満
0.1未満	0.1未満
—	—
3.8	11.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	膜分離活性汚泥方式排水処理施設			
型	式	(株) 竹中工務店・千代田化工建設 (株) 製			
構	造	鉄筋コンクリート製			
主 要 寸 法		14.2m×15.5m×4.7m			
能 力		100m ³ /日			
汚 水 等 の 処 理 方 式		膜分離活性汚泥方式			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~10	4~10	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	600	750	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	310	20	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	16	20	16	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	6	8
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.6	0.8
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		40	85	40	85

(5) 排出水の汚染状態及び量

排 水 口 名		No. 1	No. 2、3
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通常	69	雨 水 専 用 排
	最大	114	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通常	5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6	

生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	8	水 口
	最 大	18	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	16	
	最 大	19	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	12	
	最 大	18	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	8	
	最 大	9	
りん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.6	
	最 大	0.9	
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	0.1 未満	
	最 大	0.1 未満	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 3月28日から同年 4月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び神崎郡福崎町住民生活課



兵庫県告示第288号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 7月24日から平成26年 3月 5日まで
- 3 作業地域
豊岡市、赤穂市、養父市、丹波市、朝来市、淡路市、多可郡多可町、神崎郡神河町及び佐用郡佐用町



兵庫県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 535号内々環状南線
- 3 事業施行期間
平成18年 6月27日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (i) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 2. 103号内環状東線
- 3 事業施行期間
平成21年 5月26日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 3月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 3月28日から 2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟香寺線	姫路市夢前町宮置字出口750番1から 同 市夢前町宮置字出口758番1まで	旧	7.0から 13.0まで	29.0	
		新	7.0から 19.0まで	29.0	



兵庫県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 3月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 3月28日から 2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 浜坂港浜坂停車場線	美方郡新温泉町芦屋字館662番6から 同 郡同 町芦屋字水尻766番1まで	旧	9.0から 38.0まで	498.0
		新	14.0から 38.0まで	497.0



兵庫県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市中川原町三木田字切張190番1から 同 市中川原町三木田字柿木谷695番1まで	旧	12.0から 38.0まで	1,074.0	一部 予定地
			5.0から 27.0まで	1,273.0	
	洲本市中川原町安坂字西光畑37番3から 同 市中川原町市原字白地855番1まで	新	12.0から 41.0まで	1,074.0	
			5.0から 27.0まで	1,273.0	



兵庫県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業西宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和33年4月1日から平成28年3月31日
変更後 昭和33年4月1日から平成31年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成22年兵庫県告示第495号の事業地に、塩瀬町生瀬字惣川、字迎坊、字城山及び字當田並びに生瀬東町並びに生瀬1丁目及び2丁目並びに生瀬武庫川町並びに名塩木之元並びに名塩新町の各一部地内を加える。



兵庫県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉川都市計画下水道事業三木市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成19年 3月30日から平成26年 3月31日まで
変更後 平成19年 3月30日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
高砂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業高砂市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成25年兵庫県告示第1257号の事業地に高砂市高砂町南材木町の一部地内を追加する。
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
朝来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和田山都市計画下水道事業朝来市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成 3年11月22日から平成26年 3月31日まで
変更後 平成 3年11月22日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし
(2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
明 石 市	東播都市計画地区計画	明南町2丁目地区地区計画
姫 路 市	中播都市計画地区計画	西土井地区地区計画



兵庫県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画用途地域	3. 4. 2号塚本線ほか7路線 山の街地区地区計画 北神戸第三地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画特別用途地区	
同 市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同 市	神戸国際港都建設計画道路	
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	
同 市	同 上	
川 西 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
姫 路 市	中播都市計画用途地域	



兵庫県告示第300号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、たつの市正條中農住土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
たつの市正條中農住組合
- 2 事業施行期間
平成26年 3月28日から平成28年 3月31日まで
- 3 施行地区
たつの市揖保川町正條字黒ヶ坪の一部
- 4 土地区画整理事業の名称

たつの市正條中農住土地区画整理事業

5 事務所の所在地

たつの市揖西町小神1044番地の1

6 施行認可の年月日

平成26年 3月14日

7 施行者の住所

たつの市揖西町小神1044番地の1

8 事業年度

毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで

9 公告の方法

組合の掲示場に掲示し、必要な場合には正條自治会掲示場に掲示して行う。



兵庫県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

太子町

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画公園事業

5.5.301号 太子町総合公園

3 事業施行期間

変更前 平成13年 6月26日から平成26年 3月31日まで

変更後 平成13年 6月26日から平成32年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第302号

平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「平成14年兵庫県条例第25号」の右に「。以下「条例」という。」を加える。

表（猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 (変更年月日)
柏原地区	川辺郡猪名川町柏原字石原田、字大森谷、字鍛冶屋、字上垣内、字木戸口、字倉掛、字栗林、字小谷、字下西、字田位、字竹ノ下、字寺ノ下、字鳥ヶ平、字中尾、字中林、字灰所、字樋ノ谷、字福井、字宮ノ上、字宮	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年 1月17日

	ノ脇、字中、字東、字南、字石船、字平成、字平井、字古岩及び字籬ノ上の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）		
西畑地区	川辺郡猪名川町西畑字大野、字畑ヶ田、字深田、字堀切、字松ヶ本、字長尾及び字山ノ子の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
杉生地区	川辺郡猪名川町杉生字一ノ谷、字今西、字岩神、字永正庵、字トイ川、字前フケ、字宮ノ下、字大北、字大野、字新平井、字小田中、字雲ノ瀬、字コウトウ、字栖ノ子、字鍋田、字長谷森、字峽間、字東、字一岩、字風呂ノ本、字前田、字丸畑、字森ノ本及び字奥山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
島地区	川辺郡猪名川町島字内垣内、字柿瀬、字賀島、字川面、字柘鳴美、字石垣内、字佃、字中ノ町、字西山、字前田及び字若城の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
同 上	川辺郡猪名川町島字内垣内及び字柿瀬の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成24年1月17日
鎌倉地区	川辺郡猪名川町鎌倉字栖ノ子、字出口、字東門、字深田、字向所、字森ノ本、字横大道及び字古門の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
仁頂寺地区	川辺郡猪名川町仁頂寺字上ヶ林、字後谷、字垣内、字谷垣内、字中谷口、字淵前、字南宮脇及び字南山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
清水東地区	川辺郡猪名川町清水東字後田、字垣内及び字吉谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
清水地区	川辺郡猪名川町清水字岡ノ下、字小平井、字寺ノ前、字中久保、字長田、字八ノ坪、字平田、字広瀬及び字山添の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
同 上	川辺郡猪名川町清水字北谷、字小平井及び字寺ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成24年1月17日

笹尾地区	川辺郡猪名川町笹尾字ヘイソヘ、字奥谷甲、字奥谷丙、字加門田、字掛谷、字宮ノ前、字高町、字黒添エ、字材ノ前、字笹下、字笹平井、字西平井、字大作り、字大田、字大藪、字土穴、字東田、字堂谷、字峠谷、字尼岡下及び字箱石の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
同 上	川辺郡猪名川町笹尾字高町、字箱石、字加門田及び字尼岡下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年3月29日
林田地区	川辺郡猪名川町林田字奥谷口、字家廻、字乾廻、字宮垣内、字枿ノ木谷、字水鳥、字性蓮坊及び字池尻の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
枿原地区	川辺郡猪名川町枿原字吉田廻、字宮下、字村上、字田中廻、字東山、字東良、字堂ノ下、字堂ノ廻、字入口、字柏ノ木、字大谷口及び字和田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
木間生地区	川辺郡猪名川町木間生字下前、字前芝、字大道下及び字弥七郎畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
木津地区	川辺郡猪名川町木津字井ノ上、字鰻谷、字下庵、字戸塚尻、字御所垣内、字座尾、字細カ平井、字山瀬、字山添、字寺垣内、字上垣内、字正カ本、字西島、字川向、字早田、字茶垣内、字中島、字島向、字南垣内、字八十、字飛田、字風呂尻、字福田垣内、字鳴海、字有井及び字有井裏の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
同 上	川辺郡猪名川町木津字福田垣内の一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成25年3月29日
同 上	川辺郡猪名川町木津字南垣内の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年3月29日
万善地区	川辺郡猪名川町万善字鬼ヶ門、字佐保姫、字寺ノ下通、字神屋田、字神明前、字対津、字南アジャリ、字畑溝、字北アジャリ及び字北殿の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日

槻並地区	川辺郡猪名川町槻並字カツコウ、字グミノ木阪、字奥西垣内、字横堀、字加味垣内、字間明田、字岩ガ平井、字久保ノ奥、字宮ノ森、字宮ノ前、字金ガ谷、字オカ鼻、字寺ノ上、字上ヶ平井、字新田垣内、字新堂下、字深谷、字清沢、字西中垣内、字前久保、字大井戸、字大海、字大グロ、字大仁部、字中筋、字中島垣内、字中道筋、字田中垣内、字田畑、字畑板、字尾崎、字福西垣内、字宝地口、字北垣内、字流田、字小田及び字和所の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年 3月29日
上阿古谷地区	川辺郡猪名川町上阿古谷字町田、字畑ヶ芝、字葛原、字波座麻、字桃ヶ下、字上垣内、字垣内、字宮ノ脇、字宮ノ下、字花ヶ谷、字庵ノ下、字桶屋畑、字仁部、字越中垣内、字柳谷、字宮ノ谷、字松雲庵、字能勢谷、字旭谷、字能田ヶ谷、字西久保、字西ヶ平、字清水垣内、字奥西、字堂ノ下、字兵エ垣内、字向井田、字竈ノ下、字竈ノ本及び字西ヶ丘の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年 3月28日
民田地区	川辺郡猪名川町民田字堤、字北垣、字宮下、字宮前、字免田、字寺下、字一反田、字辻垣、字中通、字松ヶ谷、字谷下、字田麦、字平井及び字千軒上の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年 3月28日
同 上	川辺郡猪名川町民田字宮前の一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成26年 3月28日
下阿古谷地区	川辺郡猪名川町下阿古谷字明神ヶ谷口、字明神ヶ谷、字岩鼻、字前町、字向山、字岡垣内、字上殿垣内、字井谷垣内、字久保田、字村井田、字黒末、字南前田、字下前田、字上前田、字中ノ谷、字上垣内、字中垣内、字宮ノ向、字西田、字北中垣内、字大神宮及び字京伝の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年 3月28日
同 上	川辺郡猪名川町下阿古谷字大神宮、字西田及び字北中垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年 3月28日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請受付年月日 平成26年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫共励会

イ 代表者の氏名 廣田守男

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市飾磨区中野田4丁目116番地38

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県に在住する障がい者への支援事業を行い、障がい者の生き甲斐作りと豊かな生活作りに寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成26年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋まちづくり倶楽部

イ 代表者の氏名 岩岡良典

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市浜町10番23号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市民に対して、まちづくりに関する事業を行い、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成26年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ハンズ

イ 代表者の氏名 石見和之

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西延末60番地13

エ 定款に記載された目的

この法人は、人が手をとりあい社会貢献することで、魅力ある世界の創造と未来を担う人材を育成すると同時に、コンピュータと共生の環境作りに寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成26年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライズワーク

イ 代表者の氏名 榎井えみ子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽南1丁目6番15号 サンガーデンポップ101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者等の地域社会での自立を目指し、主に就労を希望する障がい者に対して、就労支援を行う障害福祉サービス事業や自立生活のための支援を行い、障害者等雇用やノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成26年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人りとるめいと

イ 代表者の氏名 衣川益子

ウ 主たる事務所の所在地 養父市八鹿町八鹿1097番地8 新町ハイツ101

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもの一時預かり保育事業や子育てに関わる人々の居場所をつくることによって、すべての子ども達が健全に育ち、子育てがしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成26年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ラリグラス

イ 代表者の氏名 シュレスタ あけみ

ウ 主たる事務所の所在地 三木市緑が丘町東4丁目3番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国内外において、ネパールの女性の地位向上や自立支援、介護・衛生知識の向上に関する活動を行い、また、相互の文化交流を推進することによって、国際協力や人権の擁護又は平和の推進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成26年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 JAPAN FESTIVAL

イ 代表者の氏名 佐野 文子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大社町12番19号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人を対象に、主にクラシックバレエの素晴らしさを伝えることにより美容や健康に関する意識を高めてもらい、また、言葉や生活習慣の違いで上手く地域に馴染めない外国人に対しても積極的にクラシックバレエを通じて交流の場を提供することにより、病気の予防と健康維持増進支援を図り、もって、全ての人々が、心身ともに健康で元氣な人生を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなのいえ

イ 代表者の氏名 清水 俊美

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市網干区高田78番8

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者に対して、地域で暮らすために必要な在宅ケアサービス事業と地域住民との交流促進に関する事業及び介護に関する啓蒙や介護職等の育成事業を行い、世代や障害の有無にかかわらず、地域で共にその人らしい生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなの労働文化センター

イ 代表者の氏名 村上 昌憲

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市小中島1丁目12-4

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で自立して生きたいと望む障害者に対して、働く場や生活の場の提供、生活のサポートなど障害者の自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の地域福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ケアたかさご

平成26年 2月21日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリジナル設計株式会社兵庫営業所 明石市天文町 2丁目 4番26号
- 5 随意契約に係る契約金額
11,592,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

認定番号	認定年月日 (平成年月日)	一団地の区域
第H25西播団連 0001号	26.3.13	相生市若狭野町若狭野字コウケ235番1、235番14の一部、235番16、235番24から235番26まで、235番40から235番43まで、235番47、235番48、235番70、235番72から235番74まで 同 市若狭野町若狭野字芋谷234番20、234番21



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市北濱町北脇字的場252番1、253番1、254番1、254番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市長 登 幸人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 6月11日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－6号（25高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市片浜町47番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市塩屋397番地

寺 田 啓 子

3 許可年月日及び許可番号

平成25年10月18日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－25号（25赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町阿曾字竹ノ後640番1、641番1、642番1、643番、644番1、671番1の一部、671番2の一部、672番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市揖保川町山津屋37番地1

三徳倉庫株式会社 代表取締役 金 田 一 徳

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 9月13日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－20号（25太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町太田字岩町231番から233番まで、234番1、234番2、235番1、235番2、236番1、236番2、241番から245番まで、233番の地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町土山字川池423番地の9

社会福祉法人太子福祉会 理事長 荒 尾 潤

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 2月24日

兵庫県指令建指 第1－1－3号（24太子）

企 業 庁 公 告

落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 神戸加圧ポンプ所で使用する電気

予定使用電力量 240,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成26年 3月12日

平成26年 2月24日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 土 江 廣 幸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 15,024,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6-3
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額
228,145,371円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 土 江 廣 幸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 向陽台中継ポンプ場で使用する電気
予定使用電力量 1,182,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6-3
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社阪神営業所 尼崎市西長洲町2丁目33番60号
- 5 落札金額
19,837,670円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 古 高 利 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,715,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田市西野上字上通り152
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社三田営業所 三田市福島字宮野前501-26
- 5 落札金額
133,943,424円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 住 尾 博 幸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気
予定使用電力量 5,656,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井 3-1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社明石営業所 明石市東仲ノ町 2番14号
- 5 落札金額
91,110,244円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。
平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 住 尾 博 幸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 五百蔵加圧ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 727,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井 3-1
- 3 落札者を決定した日

- 平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社明石営業所 明石市東仲ノ町2番14号
- 5 落札金額
12,255,572円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 住 尾 博 幸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 4,584,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
81,184,953円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 丸 岡 剛

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 船津浄水場で使用する電気
予定使用電力量 13,718,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552-1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額
228,063,939円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 丸 岡 剛

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 揖保川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 1,880,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額
29,962,605円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成26年 3月28日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 丸 岡 剛

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 市川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,689,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額
58,794,499円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 1月 7日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の

50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年 3月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,868
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	667,923



兵庫県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成26年 3月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	56,269
神戸市灘区	35,057
神戸市中央区	33,677
神戸市兵庫区	30,022
神戸市北区	61,097
神戸市長田区	27,100
神戸市須磨区	45,398
神戸市垂水区	60,999
神戸市西区	66,216
姫 路 市	138,033
尼 崎 市	126,617
明 石 市	79,738
西 宮 市	127,472
洲 本 市	13,001
芦 屋 市	26,183
伊 丹 市	53,256
相 生 市	8,563
豊 岡 市	23,452
加 古 川 市	72,294
たつの市及び揖保郡	30,538
赤穂市及び赤穂郡	18,219
西脇市及び多可郡	17,756
宝 塚 市	62,438
三 木 市	22,017
高 砂 市	25,260
川西市及び川辺郡	52,043
小 野 市	13,143

三 田 市	30,540
加 西 市	12,615
篠 山 市	12,007
養 父 市	7,191
丹 波 市	18,399
南 あ わ じ 市	13,834
朝 来 市	8,950
淡 路 市	13,129
宍 粟 市	11,271
加 東 市	10,644
加 古 郡	17,847
神 崎 郡	12,229
佐 用 郡	5,323
美 方 郡	9,938

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 3月28日

兵庫県教育委員会
委員長 山 口 徹

兵庫県教育委員会規則第 4 号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第7条中「係を」を「班を」に改め、同条の表係名の欄を次のように改める。

班名
総務班 人事班 企画広報班
教育企画班
財務班 学校経理・整備班 営繕班
管理・免許班 人事班 給与班 考査班
助成・耐震支援班 学事班 給与管理班
管理・福祉班 給付班 年金班
管理班 生徒指導班 初等・中学校教育班
教育推進班
管理班 生徒指導班 教育指導班 高校教育改革班
施設・管理班 社会教育班
文化財班
管理班 学校体育班 保健安全・食育班
スポーツ班
指導・事業班

第13条第6号中「教職員住宅」を「教職員公舎」に改める。

第15条第10号中「学校教育審議会」の右に「及びいじめ対策審議会」を加え、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 高校生等奨学給付金に関する事。

第17条第3号中「学校給食」の右に「及び食育」を加え、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公立社会体育施設等の耐震診断及び耐震改修に係る市町からの相談に関する事。

第53条を次のように改める。

(組織)

第53条 県立図書館に、次の3課を置く。

総務課

利用サービス課

ふるさと・資料課

第55条(見出しを含む。)中「調査相談課」を「利用サービス課」に改め、「図書館資料」の右に「(地域資料を除く。)」を加え、同条に次の6号を加える。

(4) 他の図書館等との相互協力に関する事。

(5) 図書館関係団体に関する事。

(6) 他の図書館等の職員の研修に関する事。

(7) 読書会、鑑賞会等に関する事。

(8) 広報に関する事。

(9) 視聴覚ライブラリーに関する事。

第56条(見出しを含む。)中「資料課」を「ふるさと・資料課」に改め、同条中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 地域資料に係る調査相談に関する事。

(2) 地域資料の利用に関する事。

(3) 地域資料の複写サービスに関する事。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第67条を次のように改める。

(組織)

第67条 県立歴史博物館に、次の3課を置く。

総務課

事業企画課

学芸課

第70条を削り、第69条を第70条とし、同条に次の1号を加える。

(4) 郷土の歴史に関する研究団体等に関する事。

第68条の次に次の1条を加える。

(事業企画課の事務)

第69条 事業企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 博物館事業及び展示の企画に関する事。

(2) 歴史文化に関する講演会、研究会等の主催及びその開催の援助に関する事。

(3) 県立歴史博物館の利用に係る生涯学習活動及び学校教育活動の支援に関する事。

(4) 博物館の広報に関する事。

(5) 他の博物館等との連携協力に関する事。

(6) 県立歴史博物館の利用許可に関する事。

第70条の16を次のように改める。

(組織)

第70条の16 県立コウノトリの郷公園きょうに、次の1課及び3研究部を置く。

総務課

エコ研究部

ジオ研究部

ソシオ研究部

第70条の17第8号中「田園生態研究部及びジオ環境研究部」を「エコ研究部、ジオ研究部及びソシオ研究部」に改める。

第70条の18（見出しを含む。）中「田園生態研究部」を「エコ研究部」に改める。

第70条の19（見出しを含む。）中「ジオ環境研究部」を「ジオ研究部」に改め、同条の次に次の1条を加える。
（ソシオ研究部）

第70条の19の2 ソシオ研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人と自然の共生できる地域環境の創造に関する専門的、科学的な調査研究に関すること。
- (2) 人と自然の共生できる地域環境の創造に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (3) 人と自然の共生できる地域環境の創造に関する資料の収集及び情報の提供に関すること。
- (4) 人と自然の共生できる地域環境の創造に関する知識の普及に関すること。
- (5) 人と自然の共生できる地域環境の創造に関する大学、研究機関等との相互協力に関すること。

第71条の表学校教育審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるいじめ防止等のための対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	高校教育課
----------	---	-------

第73条の表係長の項を次のように改める。

班長	班	上司の命を受け、班の事務を管理し、又は処理する。
----	---	--------------------------

第73条の表主査の項職務の欄及び主任の項職務の欄中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改める。

第74条の表主幹の項職務の欄中「上司の命を受け、」を削り、「困難の度が高い事務を掌理し、又は」を「担任事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を」に改め、同表課長補佐の項を削り、同表係長の項職務の欄中「掌理」を「管理」に改め、同表主査の項職務の欄及び主任の項職務の欄中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改める。

第77条の表主幹の項を削り、同表所長補佐の項職務の欄を次のように改める。

地方機関の事務のうち、上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を管理し、又は処理する。

第80条第2項中「及び」を「、」に改め、「県立人と自然の博物館」の右に「及び県立考古博物館」を加え、同条第4項中「副園長の職務を補佐する」の右に「とともに、教育機関の事務のうち、特に命じられた困難の度が高い事務を管理し、又は処理する」を加える。

第80条の2の表主幹の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県教育委員会
委員長 山 口 徹

兵庫県教育委員会規則第5号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款1級の項淡路市の目を削り、同表準へき地学校の款佐用郡佐用町の目中「江川小学校」を削り、同款美方郡香美町の目中「射添小学校」の下に「村岡学校給食センター」を加え、同表特別な地域に所在する学校の款宍粟市の目を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。



兵庫県いじめ対策審議会規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県教育委員会
委員長 山 口 徹

兵庫県教育委員会規則第 6 号

兵庫県いじめ対策審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、兵庫県いじめ対策審議会条例（平成26年兵庫県条例第22号）第 5 条の規定に基づき、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。



兵庫県立文化会館の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県教育委員会
委員長 山 口 徹

兵庫県教育委員会規則第 7 号

兵庫県立文化会館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立文化会館の管理に関する規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,900円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「3,900円」を「4,100円」に、「4,200円」を「4,400円」に、「6,000円」を「6,300円」に改める。

(兵庫県立美術館管理規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立美術館管理規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 熟覧の款中「250円」を「260円」に改め、同表模写・模造の款中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表撮影の款単色の項中「250円」を「260円」に改め、同款原色の項中「450円」を「460円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表原板使用の款中「3,000円」を「3,100円」に改める。

別表第 2 短期講座の款受講料の欄から長期講座の款受講料の欄までを次のように改める。

3,100円
6,200円
9,300円
12,300円
16,500円

別表第3 グランドピアノの項中「8,000円」を「8,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセントの項中「250円」を「260円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録音器具を持ち込む場合）の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録画器具を持ち込む場合）の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持ち込む場合）の項中「5,000円」を「5,100円」に改める。

別表第4 グランドピアノの項中「8,000円」を「8,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセントの項中「250円」を「260円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録音器具を持ち込む場合）の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録画器具を持ち込む場合）の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持ち込む場合）の項中「5,000円」を「5,100円」に改める。

別表第5 熟覧の款中「250円」を「260円」に改め、同表模写・模造の款中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表撮影の款単色の項中「250円」を「260円」に改め、同款原色の項中「450円」を「460円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表原板使用の款中「3,000円」を「3,100円」に改める。

別表第6 短期講座の款講座の受講に係る料金の基準額の欄から長期講座の款講座の受講に係る料金の基準額の欄までを次のように改める。

3,100円
6,200円
9,300円
12,300円
16,500円

（兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正）

第3条 兵庫県立歴史博物館管理規則（昭和57年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表模写・模造の款中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表撮影の款原色の項中「300円」を「310円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

（兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正）

第4条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則（平成4年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 模写・模造の款中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表撮影の款原色の項中「300円」を「310円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第2の1の部金額の項中「4,400円」を「4,500円」に、「5,600円」を「5,800円」に、「10,000円」を「10,300円」に改める。

別表第2の2の部持込み電気器具用コンセントの項中「250円」を「260円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録音器具を持ち込む場合）の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録画器具を持ち込む場合）の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持ち込む場合）の項中「5,000円」を「5,100円」に改める。

（兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則の一部改正）

第5条 兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則（平成4年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊に利用する場合の款1室の定員の半数以下の人数で専用利用する場合（1人で専用利用する場合を除く。）の項基準額の欄から宿泊以外の目的に利用する場合の款基準額の欄までを次のように改める。

1人1泊につき	1,100円
1人1泊につき	820円
1人1回につき	310円
1人1回につき	270円
1人1回につき	210円

（兵庫県立南但馬自然学校管理規則の一部改正）

第6条 兵庫県立南但馬自然学校管理規則（平成6年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合の項使用料（1人1泊につき）の欄及び金曜日及び土曜日以外の日（翌日が休日でない日に限る。）に利用する場合の項使用料（1人1泊につき）の欄を次のように改める。

	円	円	円
	770	770	980
	620	770	980

（兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正）

第7条 兵庫県立考古博物館管理規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表模写・模造の款中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表撮影の款原色の項中「300円」を「310円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

（兵庫県立体育施設管理規則の一部改正）

第8条 兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)基準額の欄中「450円」を「460円」に改める。

別表1の部(2)照明設備の款基準額の欄中「200円」を「210円」に改める。

別表1の部(3)ジュニアコースの款9時から18時までの項基準額の欄からその他のコースの款18時から21時までの項基準額の欄までを次のように改める。

1人1講座1月につき	5,600円
1人1講座1月につき	6,000円
1人1講座1月につき	3,700円
1人1講座1月につき	4,100円
1人1講座1月につき	5,200円
1人1講座1月につき	5,700円

別表2の部(1)スポーツ施設の款大体育室の項基準額の欄から同款格技室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
24,200	32,200	36,200	56,400	68,400	92,600
12,100	16,000	18,200	28,100	34,200	46,300
36,200	48,300	54,400	84,500	102,700	138,900

24,200	32,200	36,200	56,400	68,400	92,600
45,300	60,400	68,000	105,700	128,400	173,700
22,700	30,100	33,900	52,800	64,000	86,700
68,000	90,500	101,900	158,500	192,400	260,400
45,300	60,400	68,000	105,700	128,400	173,700
5,700	7,500	8,400	13,200	15,900	21,600
4,000	5,300	6,100	9,300	11,400	15,400
4,000	5,300	6,100	9,300	11,400	15,400

別表2の部(2)駐車場の款中型車の項基準額の欄から体育設備及び器具等の款体操競技の項基準額の欄までを次のように改める。

1台1回につき	820円
1台1回につき	510円
1組につき	2,100円
1組につき	510円
1組につき	310円

別表2の部(2)体育設備及び器具等の款テニス用支柱（ネットを含む。）の項基準額の欄からその他の設備及び器具等の款暖房（格技室B）の項基準額の欄までを次のように改める。

1組につき	510円
1組につき	510円
1組につき	310円
1台につき	310円
1台につき	50円
1台につき	210円
1台につき	210円
1対につき	3,100円
1対につき	510円
1個につき	100円
1キロワットにつき	260円
1時間につき	2,600円
1時間につき	15,400円
1時間につき	4,800円
1時間につき	2,400円
1時間につき	720円
1時間につき	720円

1 時間につき	12,300円
1 時間につき	3,900円
1 時間につき	2,000円
1 時間につき	620円
1 時間につき	620円

別表2の部(3)基準額の欄中「10,000円」を「10,300円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「4,500円」を「4,600円」に改める。

別表3の部ヨットを利用する講座の款基準額の欄からボートの款基準額の欄までを次のように改める。

1 人 1 講座 1 日につき	4,400円
1 人 1 講座 1 日につき	4,400円
1 人 1 講座 1 日につき	2,300円
1 艇 1 時間につき	930円
1 艇 1 時間につき	820円
1 艇 1 時間につき	820円
1 艇 1 時間につき	1,000円
1 艇 1 時間につき	620円
1 艇 1 時間につき	410円
1 艇 1 時間につき	360円
1 艇 1 時間につき	460円
1 艇 1 時間につき	360円
1 艇 1 時間につき	1,200円
1 艇 1 時間につき	1,200円
1 艇 1 時間につき	720円
1 艇 1 時間につき	460円

別表4の部基準額の欄中「6,000円」を「6,200円」に改める。

別表5の部(1)電光得点掲示器の款基準額の欄から冷房設備（第2道場）の款基準額の欄までを次のように改める。

1 対につき	3,100円
1 台につき	210円
1 対につき	510円
1 個につき	100円
1 キロワットにつき	260円
持込み器具 1 式につき	2,100円
持込み器具 1 式につき	3,100円

持込み器具 1 式につき	5,100円
1 時間につき	9,300円
1 時間につき	10,300円
1 時間につき	6,200円
1 時間につき	10,300円
1 時間につき	6,200円

別表 5 の部(2)実技に関する講座の款基準額の欄及び実技以外に関する講座の款基準額の欄を次のように改める。

1 人 1 講座につき	3,500円
1 人 1 講座につき	4,400円
1 人 1 講座につき	8,800円
1 人 1 講座につき	460円
1 人 1 講座につき	930円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第 2 条から第 4 条まで、第 6 条及び第 7 条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 2 条から第 4 条まで、第 6 条及び第 7 条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 安 委 員 会 規 則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第 1 号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,179円」を「1,201円」に、「1 食当たり 393円」を「朝食及び昼食にあつては400円、夕食にあつては401円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第 2 号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第3の2県道の部神戸三木線の項中「神戸市西区押部谷町木見874番16」を「神戸市西区伊川谷町布施畑字野々谷43番」に改め、同表市道（神戸市）の部中

「

高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃字畑山地先から同区有野町有野字奥沢地先まで
----------	---------------------------------

」

を

「

高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃字畑山地先から同区有野町有野字奥沢地先まで
高速道路2号線	神戸市長田区西尻池町5丁目2番から同市須磨区白川字幸徳832番6まで

」

に、同表市道（姫路市）の項中

「

幹第23号線	姫路市中地1024番から同市構373番まで
--------	-----------------------

」

を

「

幹第6号線	姫路市飾磨区野田町134番から同区中島字真鶴上1191番7まで
幹第23号線	姫路市中地1024番から同市構373番まで

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

道 路 公 社 告 示

兵庫県道路公社公告第83号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第11条第4項の規定に基づき、料金を徴収する播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額を次のように変更し、平成26年4月1日から適用するので、同法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成18年兵庫県道路公社公告第71号（播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（第2期）の料金の額及び徴収期間等）は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月28日

兵庫県道路公社

理事長 玉 田 尋 三

- 1 名称
播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）
- 2 路線及び区間
一般国道312号のうち朝来市和田山町加都から姫路市の形町的形まで
- 3 徴収期間
昭和48年11月1日から平成44年10月21日まで
- 4 料金の額
 - (1) 基本料金

〈軽自動車等〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	100	100	150	—	260	310	410	510	570	670	770	—	820	930	1,130
	花田	50	100	—	150	260	310	410	460	620	720	—	770	820	1,030
		山陽 姫路東	50	—	100	210	260	360	460	570	670	—	720	820	1,030
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	150	210	310	360	510	620	—	670	770	980
					船津	100	150	260	310	460	510	—	570	670	870
						福崎	50	150	210	360	460	—	510	570	820
							市川南	100	150	310	360	—	460	510	720
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	150	210	—	260	360	570
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北 第1	50	100	310
													生野北 第2	—	—
														朝来	210
															和田山

〈普通車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	100	150	210	—	310	410	510	620	720	870	980	—	1,030	1,130	1,440
	花田	50	100	—	210	310	410	510	620	770	870	—	930	1,030	1,340
		山陽 姫路東	50	—	150	260	360	460	570	720	820	—	870	980	1,290
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	100	210	260	410	460	670	770	—	820	930	1,180
					船津	100	210	310	410	570	670	—	720	820	1,130
						福崎	50	210	260	460	570	—	620	720	980
							市川南	150	210	360	460	—	570	670	930
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	150	260	—	360	460	720
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北 第1	50	100	410

生野北 第2	—	—
朝来	260	
和田山		

〈中型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	100	150	210	—	310	460	510	670	720	930	1,030	—	1,080	1,230	1,490
花田	50	100	—	210	310	410	570	620	820	930	—	980	1,130	1,390	
山陽 姫路東	50	—	150	310	360	510	570	770	870	—	930	1,080	1,340		
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
砥堀	100	210	310	410	510	670	820	—	870	980	1,290				
船津	100	210	360	410	570	720	—	770	870	1,180					
福崎	100	210	310	460	570	—	670	770	1,080						
市川南	150	210	410	510	—	570	720	980							
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—							
神崎南	150	310	—	360	460	770									
神崎北	—	—	—	—	—	—									
生野	—	—	—	—	—	—									
生野北 第1	50	150	410												
生野北 第2	—	—													
朝来	310														
和田山															

〈大型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	150	210	310	—	460	670	770	980	1,080	1,340	1,490	—	1,590	1,800	2,210
花田	50	150	—	310	460	620	820	930	1,180	1,340	—	1,440	1,590	2,060	
山陽 姫路東	100	—	260	410	510	720	870	1,130	1,290	—	1,390	1,540	1,950		
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
砥堀	150	310	410	620	770	1,030	1,180	—	1,290	1,440	1,850				
船津	150	310	510	620	870	1,030	—	1,130	1,290	1,750					
福崎	100	310	410	670	870	—	980	1,130	1,540						
市川南	210	310	570	770	—	820	1,030	1,440							
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—							

神崎南	260	410	—	510	720	1,130
神崎北	—	—	—	—	—	—
生野	—	—	—	—	—	—
生野北第1	—	—	50	210	620	—
生野北第2	—	—	—	—	—	—
朝来	—	—	—	—	—	410
和田山	—	—	—	—	—	—

〈特大車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	310	410	570	—	820	1,130	1,340	1,700	1,900	2,370	2,670	—	2,830	3,140	3,910
花田	100	310	—	570	870	1,080	1,440	1,650	2,060	2,370	—	2,570	2,880	3,600	—
山陽姫路東	—	210	—	410	720	930	1,290	1,490	1,950	2,260	—	2,470	2,780	3,500	—
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	—	—	260	570	770	1,130	1,340	1,800	2,110	—	2,260	2,570	3,290	—	—
船津	—	—	—	310	510	870	1,080	1,540	1,850	—	2,010	2,310	3,090	—	—
福崎	—	—	—	—	210	570	770	1,230	1,540	—	1,700	2,010	2,780	—	—
市川南	—	—	—	—	—	360	570	1,030	1,340	—	1,490	1,800	2,570	—	—
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神崎南	—	—	—	—	—	—	—	460	770	—	930	1,230	2,010	—	—
神崎北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生野北第1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	360	1,080	—
生野北第2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝来	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	720
和田山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ア 自動車の種類は、別表-1のとおりとする。

(2) 適用する割引

ア 通勤時間帯割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行うおうとする自動車のうち、別表-1に示す軽自動車等及び普通自動車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、通勤時間帯割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所

平日 (月曜日～金曜日)	7:00以後～9:00前 17:00以後～19:00前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮
-----------------	--------------------------------	--

(イ) 割引適用後の額

(軽自動車等)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路JCT	80	80	120	—	210	250	330	410	450	530	620	—	660	740	910
花田	50	80	—	120	210	250	330	370	490	580	—	620	660	820	
山陽姫路東	50	—	80	160	210	290	370	450	530	—	580	660	820		
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
砥堀	50	120	160	250	290	410	490	—	530	620	780				
船津	80	120	210	250	370	410	—	450	530	700					
福崎	50	120	160	290	370	—	410	450	660						
市川南	80	120	250	290	—	370	410	580							
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—							
神崎南	120	160	—	210	290	450									
神崎北	—	—	—	—	—	—									
生野	—	—	—	—	—	—									
生野北第1	50	80	250												
生野北第2	—	—													
朝来	160														
和田山															

(普通車)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路JCT	80	120	160	—	250	330	410	490	580	700	780	—	820	910	1,150
花田	50	80	—	160	250	330	410	490	620	700	—	740	820	1,070	
山陽姫路東	50	—	120	210	290	370	450	580	660	—	700	780	1,030		
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
砥堀	80	160	210	330	370	530	620	—	660	740	950				
船津	80	160	250	330	450	530	—	580	660	910					
福崎	50	160	210	370	450	—	490	580	780						
市川南	120	160	290	370	—	450	530	740							

市川北	—	—	—	—	—	—	—
	神崎南	120	210	—	290	370	580
		神崎北	—	—	—	—	—
			生野	—	—	—	—
				生野北 第1	50	80	330
					生野北 第2	—	—
						朝来	210
							和田山

イ 「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引

(7) 割引をする自動車

「ハイカ・前払」残高管理サービスを適用する自動車は、ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(8) 障害者割引を受ける自動車の取扱い

「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。

(9) 割引率

割引率は14パーセント以内とする。

5 料金の割増金

料金の徴収を不法に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

別表－1

車種区分	自動車の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又ハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。

<p>中 型 車</p>	<p>ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの)</p> <p>チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)</p> <p>リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両</p>	<p>法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)をいう。</p> <p>法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(ホに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。</p> <p>イ又はハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両をいう。</p>
<p>大 型 車</p>	<p>ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの)</p> <p>ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)</p> <p>ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両</p>	<p>普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(トに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のもので乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。</p> <p>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数が1のものとの連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が2のものとの連結車両をいう。</p>
<p>特 大 車</p>	<p>ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)</p> <p>カ 大型特殊自動車</p> <p>ヨ 乗合型自動車 (その他)</p> <p>タ 連結車両</p>	<p>普通貨物自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、リ又はヲに該当するものを除く。)をいう。</p> <p>法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので(ルに該当するものを除く。)をいう。</p> <p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ又はヲに該当するものを除く。)をいう。</p>



兵庫県道路公社公告第84号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定に基づき、料金を徴収する遠阪トンネル有料道路の料金の額を次のように変更し、平成26年4月1日から適用するので、同法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成18年兵庫県道路公社公告第75号（遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等の公告）は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月28日

兵庫県道路公社
理事長 玉 田 尋 三

1 料金の額及び徴収期間等

名称	路線名及び区間	徴収期間	車両の種類	額 (通行1台1回につき・円)
遠阪トンネル有料道路	一般国道483号のうち朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで	昭和52年5月25日から平成38年1月18日まで	普通車	310
			中型車	360
			大型車	510
			特大車	870
			軽自動車等	210

2 自動車の種類は、別表-1のとおりとする。

3 適用する割引

(1) 回数券割引

ア 割引率

割引率は20パーセント以内とする。

ただし、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を30パーセントとする。

(2) 「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引

ア 割引をする自動車

「ハイカ・前払」残高管理サービスを適用する自動車は、ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行うようとする利用者の自動車。

イ 障害者割引を受ける自動車の取扱い

「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。

ウ 割引率

割引率は14パーセント以内とする。

4 料金の割増金

料金の徴収を不法に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

5 回数券の払戻し

平成26年3月31日以前に発売の旧回数券については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に払戻しをする。

別表－1

車種区分	自動車の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又ハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（ホに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）をいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので道路運送法第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21

	<p>ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両</p>	<p>条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のもののうち乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。</p> <p>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。</p>
特 大 車	<p>ワ 普通貨物自動車（4車軸以上のもの）</p> <p>カ 大型特殊自動車</p> <p>コ 乗合型自動車（その他）</p> <p>ク 連結車両</p>	<p>普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ又はヲに該当するものを除く。）をいう。</p>



兵庫県道路公社公告第85号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定に基づき、料金を徴収する西宮北有料道路の料金の額を次のように変更し、平成26年4月1日から適用するので、同法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成3年兵庫県道路公社公告第42号（西宮北有料道路の料金の額及び徴収期間等）及び平成7年兵庫県道路公社公告第53号（料金を徴収する道路の料金（車種区分）の変更）は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月28日

兵庫県道路公社
理事長 玉 田 尋 三

1 料金の額及び徴収期間等

名称	路線名及び区間	徴収期間	車両の種類	額 (通行1台1回につき・円)
西宮北有料道路	県道大沢西宮線のうち西宮市山口町船坂から同市越水まで	平成33年3月25日から平成33年3月24日まで	普通車	250
			大型車1	410
			大型車2	930
			軽自動車等	200
			軽車両等	30

2 自動車の種類は、別表-1のとおりとする。

3 適用する割引

(1) 回数券割引

ア 割引率

割引率は20パーセント以内とする。

ただし、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を30パーセントとする。

4 料金の割増金

料金の徴収を不法に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

5 回数券の払戻し

平成26年3月31日以前に発売の旧回数券については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に払戻しをする。

別表－1

車種区分	自動車等の種類	摘 要
普通車	イ 小型自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する小型自動車（カに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ハ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	ニ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	ホ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）又は軽自動車等である連結車両	イ又はロに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びワ、カ又はヨに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車1	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもの4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ハに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）をいう。
	ト 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので、道路運送法第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を

	チ けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	<p>定期に運行するもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。</p> <p>イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のもので被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。</p>
大型車2	<p>リ 普通貨物自動車（4車軸以上のもの）</p> <p>ヌ 大型特殊自動車</p> <p>ル 乗合型自動車（その他）</p> <p>ヲ 連結車両（その他）</p>	<p>普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヘ又はヲに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>法第3条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のものをいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（トに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ホ又はチに該当するものを除く。）をいう。</p>
軽自動車等	<p>ワ 軽自動車</p> <p>カ 小型二輪自動車</p> <p>ヨ 小型特殊自動車</p>	<p>法第3条に規定する軽自動車をいう。</p> <p>法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。</p> <p>法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。</p>
軽車両等	<p>タ 自転車</p> <p>レ 軽車両</p> <p>ソ 原動機付自転車</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車をいう。</p> <p>法第2条第4項に規定する軽車両をいう。</p> <p>法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。</p>